令和５年度税制改正
～相続時精算課税制度の見直し～
贈与税申告

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相続時精算課税制度の見直し

税理士法人 レディング

与党令和5年度税制改正大綱　P42　二　資産課税　（１）

(1) 相続時精算課税制度について、次の見直しを行う。

① 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとするとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とする。

(注) 上記の改正は、令和６年１月１日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

② 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が当該贈与の日から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、当該相続税の課税価格への加算等の基礎となる当該土地又は建物の価額は、当該贈与の時における価額から当該価額のうち当該災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とする。

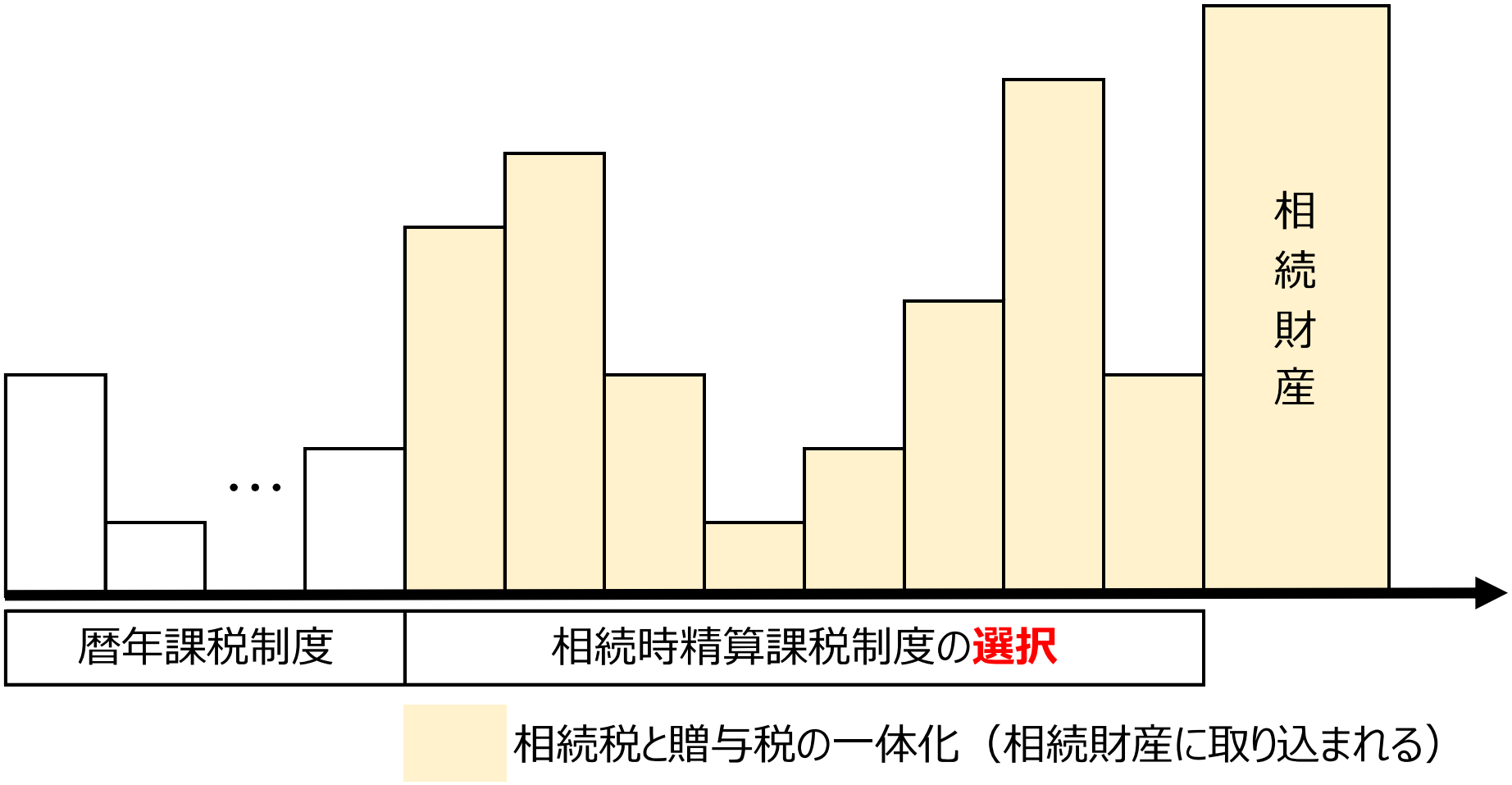
(注) 上記の改正は、令和６年１月１日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用する。

③ その他所要の措置を講ずる。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相続時精算課税制度の見直し

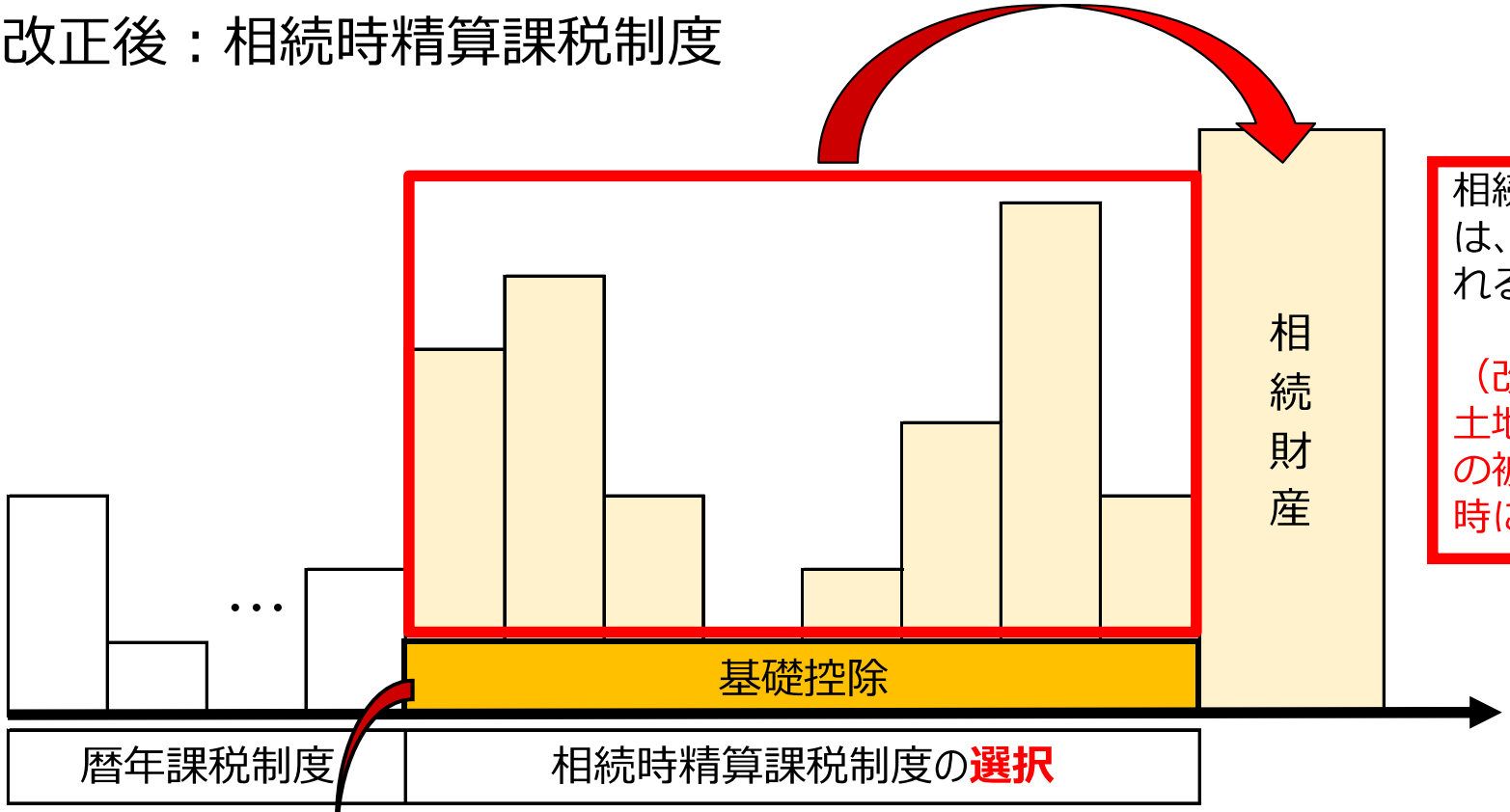
■改正前：相続時精算課税制度



Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相続時精算課税制度の見直し

■改正後：相続時精算課税制度



相続時に加算される評価額は、**贈与時の時価**で固定される。

（改正論点）
土地建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は相続時に再計算

毎年110万円までは課税されない！

暦年課税制度の基礎控除（110万円）とは別措置！

基礎控除部分は相続時精算されない！

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

改正項目の確認（贈与税）

■　相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除
（相法21の11の2①、措法70の3の2①②）

→　基礎控除の新設
これにより影響を受けるのは以下のとおり

（１）特定贈与者が2人以上いる場合の基礎控除の按分
（相法21の11の2②、相令5の2）
（措法70の3の2③、措令40の5の2）

（２）贈与税計算（相法21の12①、21の13）

（３）贈与税の申告義務（相法28①②）

（４）相続時精算課税選択届出書の提出方法
（相令5①、5の6①）

（５）贈与税の連帯納付義務の範囲（相令11：詳細は割愛）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相法21の11の2、措法70の3の2（基礎控除の新設）



（相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の特例）

第七十条の三の二　令和六年一月一日以後に相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者（第三項において「相続時精算課税適用者」という。）がその年中において同条第五項に規定する特定贈与者（第三項において「特定贈与者」という。）からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、同法第二十一条の十一の二第一項の規定にかかわらず、贈与税の課税価格から百十万円を控除する。

2　前項の規定により控除された金額は、相続税法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定の適用については、相続税法第二十一条の十一の二第一項の規定により控除されたものとみなす。

3　第一項の相続時精算課税適用者に係る特定贈与者が二人以上ある場合における各特定贈与者から贈与により取得した財産に係る課税価格から控除する金額の計算については、政令で定める。



（相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除）

第二十一条の十一の二　相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、贈与税の課税価格から六十万円を控除する。

2　前項の相続時精算課税適用者に係る特定贈与者が二人以上ある場合における各特定贈与者から贈与により取得した財産に係る課税価格から控除する金額の計算については、政令で定める。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相法21の11の2、措法70の3の2他（基礎控除の按分）



（相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除）

第二十一条の十一の二　相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、贈与税の課税価格から六十万円を控除する。

2　前項の相続時精算課税適用者に係る特定贈与者が二人以上ある場合における各特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る課税価格から控除する金額の計算については、政令で定める。

（特定贈与者が二人以上ある場合における特定贈与者ごとの贈与税の課税価格から控除する金額の計算）

第五条の二　法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者（以下「相続時精算課税適用者」という。）がその年中において二人以上の同項に規定する特定贈与者（以下「特定贈与者」という。）からの贈与により財産を取得した場合には、法第二十一条の十一の二第一項の規定により控除する金額は、特定贈与者の異なるごとに、六十万円に、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格が当該課税価格の合計額のうちに占める割合を乗じて計算するものとする。

（相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の特例）

第七十条の三の二　令和六年一月一日以後に相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者（第三項において「相続時精算課税適用者」という。）がその年中において同条第五項に規定する特定贈与者（第三項において「特定贈与者」という。）からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、同法第二十一条の十一の二第一項の規定にかかわらず、贈与税の課税価格から百十万円を控除する。

2　前項の規定により控除された金額は、相続税法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定の適用については、相続税法第二十一条の十一の二第一項の規定により控除されたものとみなす。

3　第一項の相続時精算課税適用者に係る特定贈与者が二人以上ある場合における各特定贈与者から贈与により取得した財産に係る課税価格から控除する金額の計算については、政令で定める。

（特定贈与者が二人以上ある場合における特定贈与者ごとの贈与税の課税価格から控除する金額の計算）

第四十条の五の二　法第七十条の三の二第一項に規定する相続時精算課税適用者がその年中において二人以上の同項に規定する特定贈与者（以下この条において「特定贈与者」という。）からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により財産を取得した場合には、同項の規定により控除する金額は、特定贈与者の異なるごとに、百十万円に、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格が当該課税価格の合計額のうちに占める割合を乗じて計算するものとする。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

令和5年度税制改正の解説　相続税法の改正（財務省HP）

税理士法人 レディング

(1) 相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の創設

暦年課税制度においては、少額不追及の観点から基礎控除が設けられていますが、相続時精算課税制度は、生前に贈与を受けた財産についての課税上の精算を相続時に行うことが制度の前提とされていることから基礎控除が設けられていませんでした。

一方で、相続時精算課税制度では、その選択をした後の贈与については、その金額にかかわらず贈与税の申告をしなければならず、その手続が煩雑であるため相続時精算課税制度の利用が進まないのではないかといった指摘がありました。

この点について、相続時精算課税制度の利用を促進する観点から、相続時精算課税を選択した後の贈与についても、毎年110万円の基礎控除が設けられることになりました。なお、この相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除は、従来の暦年課税に係る贈与税の基礎控除とは別のものとなっています。その結果、暦年課税に係る基礎控除と相続時精算課税に係る基礎控除とをそれぞれ適用することで、年間で最大220万円までの贈与について贈与税が課税されないことになります。

（注）相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除は、暦年課税に係る贈与税の基礎控除（相法21の5）と同様に相続税法上は60万円となっています（相法21の11の2①）が、いずれも租税特別措置法で110万円に引き上げられています（措法70の2の4①、70の3の2①）。ここでは、いずれの基礎控除額も110万円という前提で解説します。

この相続時精算課税に係る基礎控除の110万円は、受贈者1人につき毎年認められるものです。したがって、同一の年に2人以上の特定贈与者から相続時精算課税の対象となる贈与を受けた場合であっても、その年の相続時精算課税に係る基礎控除は110万円が限度となります。この場合、各特定贈与者から贈与を受けた財産について適用される基礎控除の額は、110万円を特定贈与者ごとの贈与税の課税価格で按分して計算します（相法21の11の2②、措法70の3の2③、相令5の2、措令40の5の2）。

今回の改正の前後における相続時精算課税に係る贈与税の計算式を示すと、次のようになります。

【改正前】

（その年中に特定贈与者から贈与を受けた財産の価額 − 特別控除額（累積2,500万円））× 税率（一律20%）

【改正後】

（その年中に特定贈与者から贈与を受けた財産の価額 − 基礎控除（110万円）（注） − 特別控除額（累積2,500万円））× 税率（一律20%）

（注）同一年に2人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合には、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格で按分

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相続時精算課税制度と暦年課税の併用

■懸念事項＋α（暦年贈与と相続時精算課税制度の複数で申告する場合）

■受贈者長男の申告につき別々の課税選択

	父 （相続時精算課税制度）	母 （暦年課税制度）
贈与額	1,100,000	1,100,000
基礎控除	▲1,100,000	▲1,100,000
課税価格	0	0
税額（各々）	0	0

① 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控

「現行の基礎控除とは別途、」というように、別途基礎控除を設定すると記載されているため、相続税精算課税制度と暦年課税制度では別々の基礎控除が認められる。

→ **条文上、これを制限する条文は見当たらない。**

→ **財務省担当官による解説でも明記済み（前述）。**

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特定贈与者が2人以上いる場合

税理士法人 レディング

■相続時精算課税制度を特定受贈者が複数選択した場合の基礎控除の検証

■長男は父母からの贈与につき相続時精算課税制度を選択

	父	母
贈与額	1,100,000	1,100,000
基礎控除	▲1,100,000	▲1,100,000
特別控除額※	0	0
課税価格	0	0
税額（20%）	0	0
特別控除額の残存	25,000,000	25,000,000

■長男は父母からの贈与につき相続時精算課税制度を選択

	父	母
贈与額	1,100,000	1,100,000
基礎控除	▲550,000	▲550,000
特別控除額※	▲550,000	▲550,000
課税価格	0	0
税額（20%）	0	0
特別控除額の残存	24,450,000	24,450,000

※どちらのケースも相続時精算課税制度の選択適用初年度とし、特別控除額（2,500万円）は満額残っているものとする。

相続時精算課税制度を祖父母・父母など複数人間の贈与で選択すると、受贈者の基礎控除が110万円×人数分となり、相続時に精算される金額も少なくなってしまう。そのため、暦年贈与の基礎控除と同様、相続時精算課税制度の選択受贈者は年間110万円の基礎控除がMaxとなる。

→ **相令5の2、措令40の5の2　（前述）にて解決へ。**

→ **財務省担当官による解説あり（前述）。**

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

申告実務における影響項目の検証

税理士法人 レディング

１．贈与税の申告義務の判定

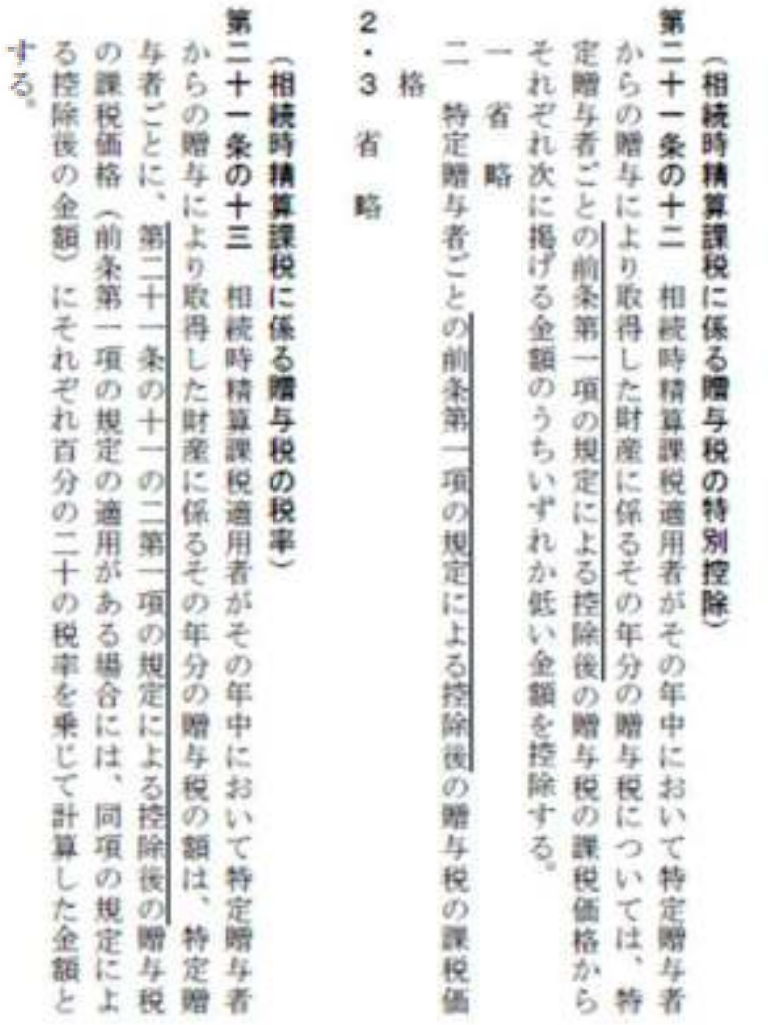
仮に父・母双方からの110万円贈与につき、相続時精算課税制度を選択すると、基礎控除が55万円ずつに按分されるため、220万円の贈与につき、基礎控除110万円となり、基礎控除を越える結果となる。そのため、子には申告義務が課さられる。申告することで、父・母双方との間に存在する特別控除額2,500万円から充当できることになる。

２．特定贈与者に係る相続税申告時の精算金額（相続税）

相続時精算課税制度においては、選択後の贈与につき基礎控除の控除した残額が相続時に精算されることになる。そのため、父・母双方に係る相続税申告で精算される金額に影響を及ぼすことになる。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相法21の12、21の13（贈与税の計算）



（相続時精算課税に係る贈与税の特別控除）

第二十一条の十二　相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、特定贈与者ごとの前条第一項の規定による控除後の贈与税の課税価格からそれぞれ次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除する。

一　省　略

二　特定贈与者ごとの前条第一項の規定による控除後の贈与税の課税価格

2・3　省　略

（相続時精算課税に係る贈与税の税率）

第二十一条の十三　相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税の額は、特定贈与者ごとに、第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の贈与税の課税価格（前条第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による控除後の金額）にそれぞれ百分の二十の税率を乗じて計算した金額とする。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

申告実務における影響項目の検証

税理士法人 レディング

☑ 贈与税計算における控除の順番

改正前：（贈与額 － 特別控除額）× 税率20%

改正後：（贈与額 － 基礎控除 － 特別控除額）
× 税率20%

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相法28（贈与税の申告義務）

（贈与税の申告書）

第二十八条　贈与により財産を取得した者は、その年分の贈与税の課税価格に係る第二十一条の五、第二十一条の七及び第二十一条の八の規定による贈与税額がある場合、又は当該財産が第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものである場合（第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の贈与税の課税価格がある場合に限る。）には、その年の翌年二月一日から三月十五日まで（同年一月一日から三月十五日までに国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないでこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合には、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、課税価格、贈与税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　前条第二項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一　省　略

二　相続時精算課税適用者が年の中途において死亡した場合において、その年一月一日から死亡の日までに第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得したとき（第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の贈与税の課税価格がある場合に限る。）。

三　省　略

3・4　省　略

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

申告実務における影響項目の検証

税理士法人 レディング

☑ 贈与税申告の義務判定

改正前：選択後の贈与につき、必ず申告義務あり

改正後：選択後の贈与につき、基礎控除以下の場合には
申告義務なし

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相令５、5の6（相続時精算課税選択届出書の提出）



（相続時精算課税選択届出書の提出）

第五条　法第二十一条の九第二項の規定による同項に規定する届出書（以下「相続時精算課税選択届出書」という。）の提出は、同条第一項の贈与をした者ごとに、納税地の所轄税務署長にしなければならない。この場合において、法第二十八条第一項の規定による申告書を提出するときは、相続時精算課税選択届出書の提出は、当該申告書に添付してしなければならない。

2・3　省　略

4　前項に規定する場合において、同項の贈与に係る法第二十八条第一項の規定による申告書の提出期限までに当該贈与をした者の死亡に係る法第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限（以下この項において「相続税の申告期限」という。）が到来するときは、相続時精算課税選択届出書の提出は、当該相続税の申告期限までにしなければならない。この場合において、当該贈与をした者の死亡に係る同条第一項の規定による申告書を提出するときは、相続時精算課税選択届出書の提出は、当該申告書に添付してしなければならない。

（相続時精算課税選択届出書を提出しないで死亡した者の相続人に係る相続時精算課税選択届出書の提出）

第五条の六　法第二十一条の十八第一項の規定による相続時精算課税選択届出書の提出は、法第二十一条の九第一項の贈与をした者ごとに、当該贈与により財産を取得した者の死亡の時における納税地の所轄税務署長にしなければならない。この場合において、法第二十八条第二項の規定による申告書を提出するときは、相続時精算課税選択届出書の提出は、当該申告書に添付してしなければならない。

2～4　省　略

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

令和5年度税制改正の解説　相続税法の改正（財務省HP）

税理士法人 レディング

(3)　相続時精算課税選択届出書の提出方法の見直し

相続時精算課税の適用を受けようとする者は、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額にかかわらず贈与税の申告をする必要があったことから、上記1(2)①及び②のとおり、相続時精算課税選択届出書は、贈与税の申告書に添付して贈与税の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりませんでした（旧相令5①、5の6①）。

しかし、今回の改正により相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除が設けられた結果、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額が基礎控除以下である場合には、贈与税の申告が不要（相法28①②）となったことから、そのような場合には相続時精算課税選択届出書のみを提出することができることとされるとともに、その旨を相続時精算課税選択届出書に記載することとされました（相令5①前段、5の6①前段、相規10①四、②五）。

なお、特定贈与者から相続時精算課税に係る基礎控除を超える金額の贈与を受けた場合や特定贈与者から贈与により取得した財産の価額が相続時精算課税に係る基礎控除以下であってもその財産以外の財産を贈与により取得したため贈与税の申告が必要となる場合には、従来と同様、相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書に添付して提出することとされています（相令5①後段、5の6①後段）。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

申告実務における影響項目の検証

☑　選択初年度における選択届出書の提出方法
→　申告義務の無しの存在により提出方法の変更

改正前：贈与税申告書に添付して提出

改正後：贈与税の申告義務が無い場合には、相続税精算課税選択届出書のみでの提出が可能。単独で提出する場合には、その旨（申告義務が無い旨）の記載が必要。
ただし、贈与税申告が必要な場合には、改正前と同様、贈与税申告書に添付して提出。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

令和５年度税制改正
～相続時精算課税制度の見直し～
相続税申告

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相続時精算課税制度の見直し

与党令和5年度税制改正大綱　P42　二　資産課税　（１）

(1) 相続時精算課税制度について、次の見直しを行う。

① 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとするとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とする。

(注) 上記の改正は、令和６年１月１日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

② 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が当該贈与の日から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、当該相続税の課税価格への加算等の基礎となる当該土地又は建物の価額は、当該贈与の時における価額から当該価額のうち当該災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とする。

(注) 上記の改正は、令和６年１月１日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用する。

③ その他所要の措置を講ずる。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　贈与税）開示請求書）相法49①

■相続税申告時の確認事項として必須

１．相続時精算課税贈与
　→　多くの場合、提出されていることが想定
　→　開始当初（H15～）の場合、記憶が曖昧のことあり
　→　預金履歴も遡及できないため確認必須

２．相続開始前3年以内贈与
　→　贈与税申告書が必ずしも提出されているとは限らない
　→　開始前3年超の贈与については確認できないため、預金履歴、通帳により確認必須

＋α　相法49②：税務署長による開示は**請求後2ヶ月以内**（早めの開示請求を！）

■請求方法

１．相続人自ら請求する場合
　→　**１）開示請求書（添付書類：以下3パターンあり）**
　　①分割の有無、②遺言書の有無、③それ以外
　→　**２）開示請求書付表**

２．代理人が請求する場合
　→　上記に加えて、**委任状**

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　贈与税）開示請求書）相法49①

（相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等）
第四十九条　**相続又は遺贈**（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。）**により財産を取得した者は、当該相続又は遺贈により財産を取得した他の者**（以下この項において「**他の共同相続人等**」という。）**がある場合**には、**当該被相続人に係る相続税の期限内申告書、期限後申告書若しくは修正申告書の提出**又は国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による**更正の請求**に必要となるとき**に限り**、**他の共同相続人等**が**当該被相続人から当該相続の開始前三年以内に取得した財産**又は**他の共同相続人等**が**当該被相続人から取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格**（当該贈与税について修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた場合には、当該修正申告書に記載された課税価格又は当該更正若しくは決定後の贈与税の課税価格）**の合計額**について、政令で定めるところにより、当該相続に係る**被相続人の死亡の時における住所地**その他の政令で定める場所**の所轄税務署長に開示の請求をすることができる。**
２　前項の請求があつた場合には、税務署長は、当該請求をした者に対し、当該**請求後二月以内に同項の開示**をしなければならない。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　贈与税）開示請求書）相法49①

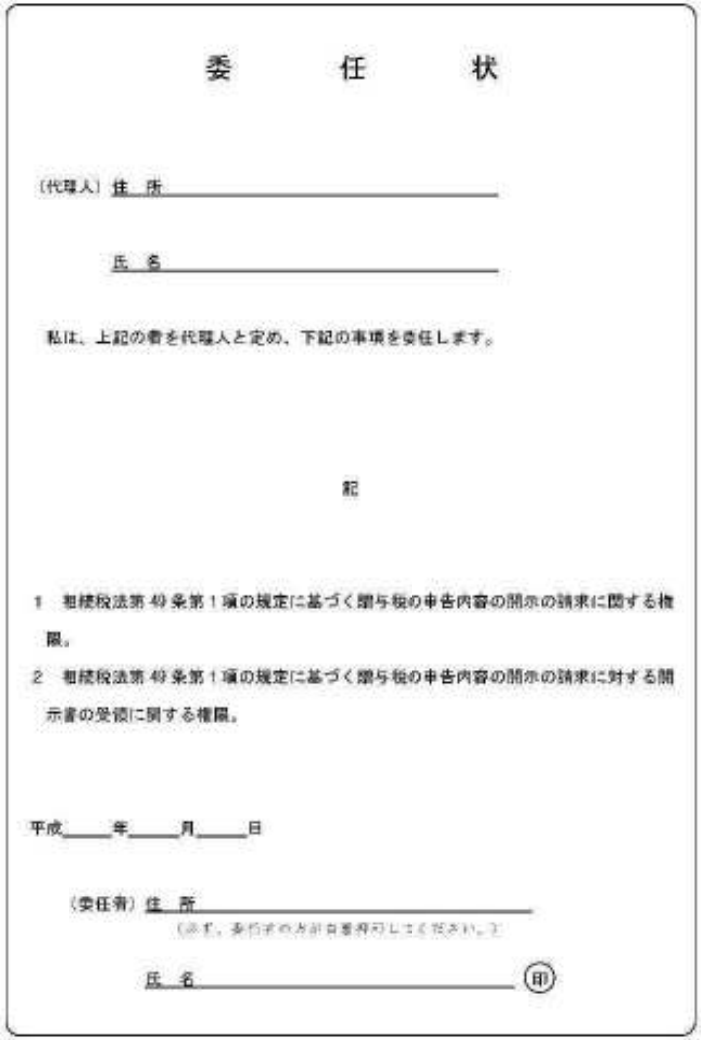


相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

＋α　贈与税）開示請求書）相法49①



委　　任　　状

（代理人）住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1　相続税法第 49 条第１項の規定に基づく贈与税の申告内容の開示の請求に関する権限。

2　相続税法第 49 条第１項の規定に基づく贈与税の申告内容の開示の請求に対する開示書の受領に関する権限。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

（委任者）住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがなの方が自署押印してください。）

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞



□□□－□□□□

第　　号

令和　　年　　月　　日

住所又は居所
（所在地）

氏名又は名称　　殿

相続税務署長　　㊞

相続税法第49条第1項の規定に基づく請求に対する開示書

年　　月　　日に相続税法第49条第１項の規定に基づく請求があった贈与税の課税価格については、下記のとおり開示します。

なお、この開示書は、　　年　　月　　日現在の課税価格に基づいて作成しています。

記

1　開示対象者（開示対象者が10名以上の場合は開示書付表に記載しています。）

住所又は居所（所在地）	氏名又は名称

2　相続開始前３年以内の贈与（３に該当する贈与を除く。）

贈与税の課税価格の合計額	円

3　相続税法第21条の9第3項に該当する贈与（相続時精算課税適用分）

贈与税の課税価格の合計額	円

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

改正項目の確認（相続税）

１．相続時精算課税に係る相続税等
→　基礎控除につき加算対象から控除（＝基礎控除の精算なし）
（相法21の15①、21の16③）

これにより影響を受けるのは以下のとおり（詳細は割愛）
（１）特定贈与者の死亡に係る相続税の債務控除の計算方法
（相法21の15②、21の16②）
（２）相続税の2割加算の対象とならない相続税額の計算方法
（相令5の2の2②）
（３）扶養義務者の相続税額から控除することができる未成年者控除の計算方法（相令5の4②）
（４）在外財産に係る相続税額の控除限度額
（相令5の4②）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相法21の15（基礎控除による相続時の精算金額への影響）

税理士法人 レディング

第二十一条の十五　特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した相続時精算課税適用者については、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるもの（第二十一条の二第一項から第三項まで、第二十一条の三、第二十一条の四及び第二十一条の十の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限る。）の価額から第二十一条の十一の二第一項の規定による控除をした残額を相続税の課税価格に加算した価額をもつて、相続税の課税価格とする。

2　特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した相続時精算課税適用者及び他の者に係る相続税の計算についての第十三条、第十八条、第十九条、第十九条の三及び第二十条の規定の適用については、第十三条第一項中「取得した財産」とあるのは「取得した財産及び被相続人が第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者である場合の当該被相続人からの贈与により取得した同条第三項の規定の適用を受ける財産」と、「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後のこれらの財産」と、同条第二項中「あるもの」とあるのは「あるもの及び被相続人が第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者である場合の当該被相続人からの贈与により取得した同条第三項の規定の適用を受ける財産」と、「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後のこれらの財産」と、同条第四項中「取得した財産」とあるのは「取得した財産及び被相続人が第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者である場合の当該被相続人からの贈与により取得した同条第三項の規定の適用を受ける財産」と、「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後のこれらの財産」と、同条第五項中「とする」とあるのは「とする。ただし、贈与により財産を取得した時において当該被相続人の当該一親等の血族であつた場合には、当該被相続人から取得した当該財産に対応する相続税額として政令で定めるものについては、この限りでない」と、第十九条第一項中「特定贈与財産」とあるのは「特定贈与財産及び第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産」と、第十九条の三第三項中「財産」とあるのは「財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」と、第二十条第一号中「事由により取得した財産」とあるのは「事由により取得した財産（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」と、同条第二号中「財産の価額」とあるのは「財産（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）の価額」とする。

3　省略

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相法21の16（基礎控除による相続時の精算金額への影響）



第二十一条の十六　省　略

2　前項の場合において、特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相続時精算課税適用者及び当該特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した者に係る相続税の計算についての第十三条、第十八条、第十九条、第十九条の三及び第十九条の四の規定の適用については、第十三条第一項中「取得した財産」とあるのは「取得した財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。第四項において同じ。）」と、「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の当該財産」と、同条第二項中「あるもの」とあるのは「あるもの及び被相続人が第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者である場合の当該被相続人からの贈与により取得した同条第三項の規定の適用を受ける財産」と、「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後のこれらの財産」と、同条第四項中「当該財産」とあるのは「第二十一条の十一の二第一項の規定による控除後の当該財産」と、第十八条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、贈与により財産を取得した時において当該被相続人の当該一親等の血族であつた場合には、当該被相続人から取得した当該財産に対応する相続税額として政令で定めるものについては、この限りでない」と、第十九条第一項中「特定贈与財産」とあるのは「特定贈与財産及び第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産」と、第十九条の三第三項中「財産」とあるのは「財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」と、第十九条の四第一項中「該当する者」とあるのは「該当する者及び同項第五号の規定に該当する者（当該相続に係る被相続人の相続開始の時においてこの法律の施行地に住所を有しない者に限る。）」とする。

3　第一項の規定により特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされた財産に係る第一節の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該財産の価額は、第一項の贈与の時における価額とする。

二　当該財産の価額から第二十一条の十一の二第一項の規定による控除をした残額を第十一条の二の相続税の課税価格に算入する。

4　省　略

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

令和5年度税制改正の解説　相続税法の改正（財務省HP）

税理士法人 レディング

(2)　相続税の課税価格に加算される相続時精算課税適用財産の価額の改正

改正前の相続時精算課税制度では、特定贈与者の相続税の計算上、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額が相続税の課税価格に加算されることとされていましたが、贈与時に上記(1)の相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除により控除された額については、特定贈与者の相続時に特定贈与者の相続税の課税価格に加算されないこととされました（相法21の15①、21の16③）。

上記(1)及び(2)の見直しにより、相続時精算課税制度の使い勝手が向上するとともに、暦年課税においても相続前贈与の加算期間が延びることで（詳細は後述の「二　相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算対象期間等の見直し」をご参照ください。）、結果として、より早いタイミングで子や孫への資産移転が行われるものと期待されています。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

申告実務における影響項目の検証

☑　基礎控除額を控除した残額を相続時に精算
→　相続時の精算される金額の減少

改正前：選択後の贈与額全額を精算

改正後：選択後の贈与額全額から毎年の基礎控除をした残額を精算

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

税理士法人 レディング

☑ 罹災時の再計算規定

改正前：なし（∴新設規定）

改正後：留意点は以下のとおり

１．相続税申告期限までの災害を救済
２．贈与による取得日から災害発生時まで継続して保有が要件
３．ほとんどの災害が救済対象
４．災害時の評価額から10%以上の被害があることが要件
５．火災保険でカバーされる金額は被害額から控除
６．災害発生から3年経過までが申請期間
７．その他申請書類など

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

措法70の3の3（相続税額）

（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）

第七十条の三の三　相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者（第三項において「相続時精算課税適用者」という。）が同条第五項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が、当該贈与を受けた日から当該特定贈与者の死亡に係る同法第二十七条第一項の規定による期限内申告書の提出期限までの間に災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この項において同じ。）によつて相当の被害として政令で定める程度の被害を受けた場合（当該相続時精算課税適用者（同法第二十一条の十七又は第二十一条の十八の規定により当該相続時精算課税適用者に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税適用者の同法第二十一条の十七第一項に規定する相続人を含む。第三項において同じ。）が当該土地又は建物を当該贈与を受けた日から当該災害が発生した日まで引き続き所有していた場合に限る。）において、当該相続時精算課税適用者が、政令で定めるところにより贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける同法第二十一条の十五及び第二十一条の十六の規定の適用については、同法第二十一条の十五第一項中「価額から」とあるのは「価額（当該財産のうち租税特別措置法第七十条の三の三第一項（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）に規定する災害によつて被害を受けた部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）から」と、同法第二十一条の十六第三項第二号中「価額」とあるのは「価額（当該財産のうち租税特別措置法第七十条の三の三第一項（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）に規定する災害によつて被害を受けた土地又は建物にあつては、当該価額から当該被害を受けた部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）」とする。

2　前項の規定の適用がある場合における相続税法第四十九条の規定の適用については、同条第一項第二号中「贈与税の課税価格」とあるのは、「贈与税の課税価格（租税特別措置法第七十条の三の三第一項（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）に規定する災害によつて被害を受けた土地又は建物にあつては、同項の規定により読み替えて適用する第二十一条の十五第一項又は第二十一条の十六第三項第二号に規定する残額）」とする。

3　前二項の規定は、相続時精算課税適用者が第一項の土地又は建物について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第四条又は第六条第二項の規定の適用を受けようとする場合又は受けた場合は、適用しない。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

令和5年度税制改正の解説　租税特別措置法の改正（財務省HP）

税理士法人 レディング

1　制度創設の背景

改正前においては、相続時精算課税を選択した場合には、その選択に係る贈与者（以下「特定贈与者」といいます。）の死亡に係る相続税の計算においては、特定贈与者からの贈与により取得した財産のその贈与の時における価額を相続税の課税価格に加算又は算入することとされていました（旧相法21の15、21の16）。

これは、受贈者は、贈与の時において、その財産の価額に相当する利益を得ており、また、贈与の時後においては、自らの判断と責任の下でその財産を運用しており、その効用を得ることができる状況にあるため、贈与の時後におけるその財産の運用の成果もその受贈者に帰属すべきと考えられること等によるものです。

しかしながら、相続時精算課税については、その創設当初と比べ利用件数が減少し、広く活用されているとは言い難い状況にある中で、贈与により取得した財産が災害等により被害を受けた場合においても、その財産の贈与時の価額を基に相続税の課税対象とすることが、その選択を躊躇させる１つの要因になっているのではないか、という指摘もありました。

令和５年度税制改正においては、相続時精算課税について、申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、暦年課税と同水準（110万円）の基礎控除を導入する等の見直しが行われています。これに併せて、相続時精算課税を選択して贈与を受けた土地や建物が災害により被害を受けた場合についてきめ細かな対応を行う観点から、本特例を創設することとされました。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

令和5年度税制改正の解説　租税特別措置法の改正（財務省HP）

税理士法人 レディング

2　制度の内容

(1)　概要

相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が、その贈与を受けた日から特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害（注1）によって相当の被害（注2）を受けた場合（相続時精算課税適用者（相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者に係る権利又は義務を承継したその相続人及び包括受遺者を含みます。以下同じです。）が、その土地又は建物を贈与により取得した日から災害が発生した日まで引き続き所有していた場合に限ります。）において、相続時精算課税適用者が贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、土地又は建物の贈与の時における価額からその災害により被害を受けた部分に対応するものとして計算した金額を控除した残額が、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算又は算入されることとされました（措法70の3の3①）。

ただし、本特例は、相続時精算課税の適用に係る贈与により取得した土地又は建物について、災害により発生した物理的な被害を対象として講じられたものであることから、同種の災害を対象としている災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定の適用を受けようとする場合又は受けた場合には、適用されません（措法70の3の3③）。

（注1）「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます（措法70の3の3①、措令40の5の3①）。

（注2）「相当の被害」とは、次の財産の区分に応じそれぞれ次に定める程度の被害をいいます（措令40の5の3②）。

土地　土地の贈与の時における価額のうちにその土地に係る被災価額の占める割合が10分の1以上となる被害

建物　建物の想定価額のうちにその建物に係る被災価額の占める割合が10分の1以上となる被害

（注3）「被災価額」とは、本特例の適用に係る土地又は建物が災害により被害を受けた部分の価額から保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される金額を控除した残額をいいます（措令40の5の3②二）。

なお、「相当の被害」に該当するかどうかの判定に当たっては、土地に係る被災価額は、土地の贈与の時における価額が限度とされ、建物に係る被災価額は、建物の想定価額が限度とされます（措令40の5の3④）。これは、建物については、贈与時から災害発生時までの使用に応じて減価していると考えられることから、それに応じて、災害により被害を受ける部分の価額も減少すると考えられるためです。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

令和5年度税制改正の解説　租税特別措置法の改正（財務省HP）

税理士法人 レディング

（注４）「想定価額」とは、次の算式により求めることとされている災害が発生した日における建物の想定上の価額です（措令40の５の３②一、措規23の６の２①一～③）。

$$\text{建物の贈与の時における価額} \times \frac{①-②}{①}$$

① 次の建物の区分に応じそれぞれ次に定める年数

イ　贈与の日において想定使用可能期間の年数（建物の全部が事務所用であるものとした場合における減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第１に定める耐用年数をいいます（参考１）。ロにおいて同じです。）の全部を経過している建物　その想定使用可能期間の年数の100分の20に相当する年数

ロ　イの建物以外の建物　その建物の想定使用可能期間の年数から経過済年数（その建物の新築の日から贈与の日までの期間の年数）を控除した年数と、経過済年数の100分の20に相当する年数とを合計した年数

② 贈与の日から災害が発生した日までの期間の年数（①の年数を上限とします。）

（参考１）①の年数は、その建物について本特例が適用されうる最長期間を示しており、その建物の実際の使用方法にかかわらず（例えば、建物を居住用として使用していた場合であっても）、その建物が「事務所用」であるとした場合の耐用年数によることとされています。これは、この①の年数を長期化・簡素化することにより、発生時期を予想できない災害に対して長期間対応できるようにしつつ、想定価額の算定に係る納税者・税務署双方の事務負担を軽減することを意図したものです。

（参考２）①イの「想定使用可能期間の年数の100分の20に相当する年数」、①ロの「経過済年数」及び「経過済年数の100分の20に相当する年数」並びに②の「贈与の日から災害が発生した日までの期間の年数」が１年未満である場合又はこれらの年数に１年未満の端数がある場合には、これらの年数又は端数を切り捨てます。

（注５）令和６年１月１日以後の贈与の場合には、相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除額も、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算又は算入される額から控除されます。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

令和5年度税制改正の解説　租税特別措置法の改正（財務省HP）

税理士法人 レディング

(2)　特例の適用を受けるための手続

①　納税者による申請・申請書の記載事項

本特例の適用に係る承認を受けようとする相続時精算課税適用者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、災害が発生した日から3年を経過する日（同日までに相続時精算課税適用者が死亡した場合には、同日とその相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその相続時精算課税適用者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日とのいずれか遅い日。④において同じです。）までに贈与税の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません（措法70の3の3①、措令40の5の3⑤、措規23の6の2④）。

イ　相続時精算課税適用者の氏名、住所又は居所及び生年月日

ロ　特定贈与者の氏名及び住所又は居所

ハ　災害により被害を受けた次の財産の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(イ)　土地　土地の贈与の時における価額並びにその土地の所在、地番、地目及び面積

(ロ)　建物　建物の贈与の時における価額並びにその建物の想定価額及びその計算の根拠を明らかにする事項並びに所在、家屋番号及び床面積

ニ　土地又は建物を贈与により取得した年分及びその贈与に係る贈与税の申告書を提出した税務署の名称

ホ　災害が発生した日

ヘ　災害による被害を受けた部分の価額及び保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される金額

ト　被災価額及びその計算の根拠を明らかにする事項

チ　その他参考となるべき事項

（注）　相続時精算課税に係る権利又は義務を承継した者が申請書を提出する場合には、上記の記載事項のほか、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により権利又は義務の承継をされた者のその死亡の時における住所又は居所及びその死亡の年月日並びにその承継をした全ての者の承継をされた者との続柄を記載しなければなりません（措規23の6の2⑥一）。また、その承継した者が2人以上ある場合には、それらの者が一の申請書に連署して申請するものとされています（措規23の6の2⑥三）。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

令和5年度税制改正の解説　租税特別措置法の改正（財務省HP）

税理士法人 レディング

② 申請書の添付書類

上記①の申請書には、次の財産の区分に応じそれぞれ次に定める書類を添付しなければなりません（措令40の5の3⑥、措規23の6の2⑤）。

イ　土地　次に掲げる書類

(イ) 土地の登記事項証明書その他の書類で相続時精算課税適用者が土地を贈与の日から災害が発生した日まで引き続き所有していたことを明らかにするもの

(ロ) 土地が災害により被害を受けたこと及び災害が発生した日を明らかにする書類

(ハ) 土地の原状回復に要する費用に係る見積書の写しその他の書類で土地が災害により被害を受けた部分の価額及び保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される金額を明らかにするもの

(ニ) その他参考となるべき書類

ロ　建物　次に掲げる書類

(イ) 建物の登記事項証明書その他の書類で建物の新築をした年月日及び相続時精算課税適用者が建物を贈与の日から災害が発生した日まで引き続き所有していたことを明らかにするもの

(ロ) 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で建物が災害により被害を受けたこと及び災害が発生した日を明らかにするもの

(ハ) 建物の修繕に要する費用に係る見積書の写し、保険金の支払通知書の写しその他の書類で建物が災害により被害を受けた部分の価額及び保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡される金額を明らかにするもの

(ニ) その他参考となるべき書類

(注)　相続時精算課税に係る権利又は義務を承継した者が申請書を提出する場合には、上記の書類のほか、戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその承継をされた者の全ての相続人を明らかにするものを添付しなければなりません（措規23の6の2⑥二）。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

令和5年度税制改正の解説　租税特別措置法の改正（財務省HP）

税理士法人 レディング

③　税務署長による手続

上記①の申請書の提出を受けた税務署長は、申請書の内容を審査し、その申請に対して承認又は却下をし、その旨を申請者に通知することとされています。また、税務署長は、その承認をする場合には、その審査した被災価額を併せて通知することとされています（措令40の5の3⑦⑧）。

この「審査した被災価額」は、納税者から提出された申請書に記載されている事項及び添付されている書類により明らかにされる情報に基づいて計算した被災価額です。保険金や損害賠償金が支払われたこと等により、事後的に、被災価額に異動が生じた場合（下記④をご参照ください。）には、この「審査した被災価額」と相続税の課税価格に加算又は算入される財産の価額から控除される金額（下記[3]をご参照ください。）とは、異なることとなります。

④　被災価額に異動を生ずべき事由が生じた場合の手続

上記①の申請書は、災害が発生した日から3年を経過する日までに提出することとされているため、通常は、この申請書の提出の時までに被災価額も確定していると考えられます。しかしながら、承認を受けた後に保険金等が支払われる場合等も想定されるところであり、このような場合には、事後的に被災価額に変動が生じることとなります。

そのため、このような場合においても、相続税の課税価格に加算又は算入される財産の価額から控除される金額の正確な計算ができるように、承認を受けた相続時精算課税適用者は、被災価額に異動を生ずべき事由が生じた場合には、遅滞なく、次の事項を記載した届出書に、保険金の支払通知書の写しその他の書類で次のロの事項を明らかにするものを添付し、これを上記①の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（措令40の5の3⑨、措規23の6の2⑦⑧）。

イ　上記①イ～ニの事項

ロ　保険金、損害賠償金その他これらに類するものの支払を受けたことその他の被災価額に異動を生ずる事由

ハ　異動を生ずる被災価額に係る上記①の申請書を提出した税務署の名称

ニ　その他参考となるべき事項

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

令和5年度税制改正の解説　租税特別措置法の改正（財務省HP）

税理士法人 レディング

(3)　相続税の課税価格に加算又は算入される財産の価額から控除される金額

本特例により相続税の課税価格に加算又は算入される財産の価額から控除される金額は、承認を受けた災害について、贈与の時における価額（土地の場合）又は想定価額（建物の場合）のうちに被災価額の占める割合が10分の１以上となる場合におけるその被災価額です。そのため、保険金や損害賠償金の支払があったことにより、承認を受けた後に、被災価額が贈与の時における価額や想定価額の10分の１を下回ることとなった場合には、本特例により相続税の課税価格に加算又は算入される財産の価額から控除される被災価額はないこととなります。また、同一の土地又は建物が２以上の災害により被害を受ける場合も想定されます。このような場合において、本特例により相続税の課税価格に加算又は算入される財産の価額から控除される金額は、承認を受けた各災害に係る被災価額の合計額となります（措令40の５の３⑩前段）。

ただし、この被災価額の合計額は、それぞれ贈与の時における土地又は建物の価額が上限となります（措令40の５の３⑩後段）。

(4)　開示請求への対応

税務署長は、上記(2)④により提出された届出書については、その都度、その内容を審査するものではありません。そのため、税務署長は、本特例の適用対象となる土地又は建物について、相続税法第49条第３項（相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等）の規定により開示をするときは、審査した被災価額（上記(2)③をご参照ください。）に基づいて開示すべき金額を計算することとされています（措令40の５の３⑪）。

3　適用関係

上記２の特例は、令和６年１月１日以後に、土地又は建物が災害により被害を受ける場合について適用されます。なお、同日前に相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した土地又は建物が同日以後に災害により被害を受ける場合についても適用されます（改正法附則51⑤）。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

暦年課税制度
相続時精算課税制度
実務上の留意点

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

税理士法人 レディング

１．贈与契約（民法549）の有効性と名義預金の認定

贈与契約を成立させ、受贈者側に管理処分権限が移っていることで初めて贈与税の課税関係が生じる。そのため、実質を伴わない形式的な贈与であれば、事実認定で名義預金とされれば、相続時に精算という概念からそもそも外れることになる。

暦年課税制度：名義預金として認定することが想定される。
相続時精算課税制度：相続時精算課税選択後の贈与であっても毎年の基礎控除を越えなければ、課税庁側としては、相続時に課税できないことになる。そのため、課税庁としては、名義預金として認定すると想定される。

➡ 名義預金と認定されないよう、贈与契約を成立させる

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

税理士法人 レディング

２．時効との関係（相法36）

贈与契約が成立し、課税要件事実が認められるのであれば、無申告の場合には、申告期限の翌日から6年経過後に時効が成立する（故意の場合は7年）。贈与による財産取得が贈与税の申告義務が成立する（通法15②五）ため、いつ贈与により財産取得したかも問題となる（参照：相基通1の3・1の4共－8～共-11）。

暦年課税制度：相続開始前7年超の贈与につき、時効が成立すると課税できない結果となる。

相続時精算課税制度：選択後の贈与については、申告の有無を問わず相続時に課税できるため課税庁としては有利となる（相基通21の15-1）。その意味で、相続時精算課税制度は選択後の時効は成立しなくなる制度といえる。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

２．時効との関係（相法36）

相基通21の15-1（相続税の課税価格への加算の対象となる財産）

法第21条の15第1項の規定による相続税の課税価格への加算の対象となる財産は、被相続人である特定贈与者からの贈与により取得した財産（相続時精算課税選択届出書の提出に係る財産の贈与を受けた年以後の年に贈与により取得した財産に限る（当該相続時精算課税選択届出書の提出に係る年の中途において特定贈与者の推定相続人となったときには、推定相続人となった時前に当該特定贈与者からの贈与により取得した財産を除く。）。）のうち、法第21条の3、第21条の4、措置法第70条の2第1項、第70条の2の2第1項、第70条の2の3第1項及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第38条の2第1項の規定の適用により**贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されないもの以外の贈与税の課税価格計算の基礎に算入される全てのもの**であり、**贈与税が課されているかどうかを問わない**ことに留意する。（平15課資2-1追加、平21課資2-7、平21課資2-11、平22課資2-12、課審6-15、課評2-22、平25課資2-10、平27課資2－9改正）

(注) 法第21条の12第1項に規定する相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の金額に相当する金額及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された措置法第70条の3の2第2項に規定する住宅資金特別控除額に相当する金額についても法第21条の15第1項の規定により相続税の課税価格に加算されることに留意する。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

税理士法人 レディング

２．時効との関係（相法36）

例１）社長貸付金の放棄による「みなし贈与（相法9）」
例２）社長貸付金のDES実行による「みなし贈与（相法9）」

将来における、みなし贈与の発動可能性に対し、
・「みなし贈与課税」に対する時効の可能性を鑑み、暦年課税制度のままにしておく
・時効前における「みなし贈与課税」のリスクを考慮し、相続時精算課税制度を選択しておく

2つの対応で、前者は相続時に課税なし（相続開始前7年以内の贈与）、後者は相続時に課税あり、と結果が異なる。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

税理士法人 レディング

☑ 加算対象者の説明

加算対象となるのは、令和5年度税制改正では改正されずに、「相続又は遺贈により財産を取得した者」のままである。

加算対象外となるのは孫が一般的であるが、以下の場合には加算対象となるため、説明時には説明責任をしっかりと果たす。

（１）遺言により財産を取得（遺贈による財産の取得）
（２）死亡保険金の取得（（みなし）遺贈による財産の取得）
（３）養子縁組により財産を取得（相続による財産の取得）
（４）代襲相続による財産の取得（相続による財産の取得）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

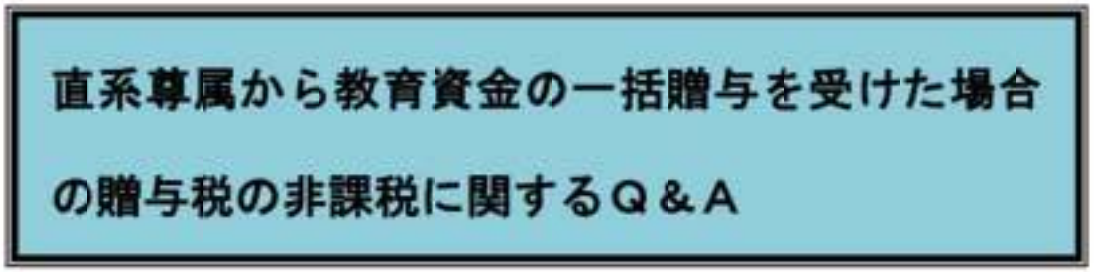
☑ **加算対象者の説明**
ただし、以下の場合には、留意が必要となる。

☑ 教育資金一括贈与による贈与者死亡時における管理残高に対して、相続税が課税される場合の取扱い

令和元年度（平成31年度）税制改正以降は、相続税が課税される可能性が生じたため、当該管理残高に対して「みなし遺贈」により相続税が課税される場合には、相続開始前7年以内の贈与があったとしても、加算対象とはならない（措法70の2の2⑫四）。ただし、その他遺贈により取得した財産がある場合には、加算対象となる。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

暦年課税制度における実務上の留意点



国税庁HP：直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するＱ＆Ａ　（Ｑ４－５）
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/201304/pdf/02.pdf

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

暦年課税制度における実務上の留意点

税理士法人 レディング

［Q４－５］　私は、令和５年７月１日に祖父から書面による贈与により取得した 1,000 万円の金銭について、教育資金非課税申告書を提出し、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けています。この度、祖父が亡くなり、亡くなった日における管理残額は 500 万円でした。私の場合、管理残額を祖父から遺贈により取得したものとみなされ、祖父の死亡に係る相続税の計算を行うこととなりますが、私は、上記の管理残額以外に祖父から相続又は遺贈により財産を取得していません。また、私は、祖父から毎年現金 200 万円の贈与を受けて、暦年課税による贈与税の申告をしていますが、祖父の相続開始前３年以内に祖父から贈与によって取得した財産の価額は、私の相続税の課税価格の計算に当たり加算されますか。

［A］　受贈者が贈与者（被相続人）から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった場合には、相続開始前３年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の相続税の課税価格への加算の規定（相続税法第 19 条）の適用はありません。

したがいまして、このケースにおいて、毎年贈与を受けていた現金 200 万円のうち、相続開始前３年以内の贈与により取得したものについて、相続税の課税価格に加算されることはありません。

ただし、死亡保険金等や死亡退職金等のように相続税に関する法令により、相続又は遺贈により取得したものとみなされる財産を取得した場合には、「贈与者（被相続人）から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった場合」には、当たりませんのでご注意ください。

【関係法令等】

措法第 70 条の２の２第 12 項第４号

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

暦年贈与と
相続時精算課税制度の
有利不利選択

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

両者の有利不利選択

（１）相続開始前7年内贈与加算の**対象となる**者（相続又は遺贈により財産を**取得した**者）
→ イメージは相続人が該当しやすい
→ 相続時精算課税制度の選択（∵基礎控除110万円の精算がないため）

（２）相続開始前贈与加算の**対象とならない**者（相続又は遺贈により財産を**取得していない**者）
→ イメージは孫が該当しやすい（相続で何も取得しない相続人も該当）
→ 暦年課税制度のまま（直前贈与でも精算なし＝相続時精算課税制度と同じ効果）

＋α 検証
→ 前提：贈与した年の1月1日現在18歳に達していなければ、暦年課税制度のみ
そのため、上記年齢要件を満たして初めて、有利判定のテーブルにのる
→ 相続人の配偶者（長男の妻、長女の夫など）は相続時精算課税制度の要件（直系卑属）を満たさないため、暦年課税制度のみ（養子縁組した場合には、選択の余地あり）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

両者の有利不利選択

税理士法人 レディング

■シミュレーション上の留意点

１．贈与してから相続開始まで、7年以内かは人それぞれ状況が異なるため、慎重に説明する必要がある。

２．シミュレーションする上で、大切なのは仮定を置くことであるが、あくまで机上の空論である。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

両者の有利不利選択

■現金110万円を父から長男へ贈与

	贈与日	贈与額	暦年課税制度	相続時精算課税制度
14	R6.1.10	1,100,000		
13	R7.1.10	1,100,000		
12	R8.1.10	1,100,000		
11	R9.1.10	1,100,000		
10	R10.1.10	1,100,000		
9	R11.1.10	1,100,000		
8	R12.1.10	1,100,000		
7	R13.1.10	1,100,000		
6	R14.1.10	1,100,000		
5	R15.1.10	1,100,000		
4	R16.1.10	1,100,000		
3	R17.1.10	1,100,000		
2	R18.1.10	1,100,000		
1	R19.1.10	1,100,000		
相続発生	R20.1.9		7,700,000	0
	3年超贈与（特別控除）		▲1,000,000	
			6,700,000	

※１　長男は相続により財産を取得

※２　相続時精算課税制度を選択する場合には、特定贈与者は1人

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

両者の有利不利選択

前提：相続財産が多額（実効税率40%）
　　相続開始14年前から長男への生前贈与を毎年1,000万円実行する。

		贈与日	贈与額	暦年贈与（納税）	暦年課税制度
	14	R6.1.10	10,000,000	1,770,000	
	13	R7.1.10	10,000,000	1,770,000	
	12	R8.1.10	10,000,000	1,770,000	
	11	R9.1.10	10,000,000	1,770,000	
	10	R10.1.10	10,000,000	1,770,000	
	9	R11.1.10	10,000,000	1,770,000	
	8	R12.1.10	10,000,000	1,770,000	
	7	R13.1.10	10,000,000	1,770,000	
	6	R14.1.10	10,000,000	1,770,000	
	5	R15.1.10	10,000,000	1,770,000	
	4	R16.1.10	10,000,000	1,770,000	
	3	R17.1.10	10,000,000	1,770,000	
	2	R18.1.10	10,000,000	1,770,000	
	1	R19.1.10	10,000,000	1,770,000	
相続発生		R20.1.9			70,000,000
				3年超贈与（特別控除）	▲1,000,000
					69,000,000
					相続税（実効税率）４０%
					27,600,000
				贈与税額控除	▲12,390,000
		7年超贈与財産	70,000,000	12,390,000	↓
		7年内贈与財産	70,000,000	12,390,000	15,210,000
			140,000,000	→	**39,990,000**

		贈与日	贈与額	精算課税（納税）	相続時精算課税制度
	14	R6.1.10	10,000,000	0	
	13	R7.1.10	10,000,000	0	
	12	R8.1.10	10,000,000	340,000	
	11	R9.1.10	10,000,000	1,780,000	
	10	R10.1.10	10,000,000	1,780,000	
	9	R11.1.10	10,000,000	1,780,000	
	8	R12.1.10	10,000,000	1,780,000	
	7	R13.1.10	10,000,000	1,780,000	
	6	R14.1.10	10,000,000	1,780,000	
	5	R15.1.10	10,000,000	1,780,000	
	4	R16.1.10	10,000,000	1,780,000	
	3	R17.1.10	10,000,000	1,780,000	
	2	R18.1.10	10,000,000	1,780,000	
	1	R19.1.10	10,000,000	1,780,000	
		R20.1.9			140,000,000
				精算なし基礎控除	▲15,400,000
					124,600,000
		選択後贈与財産	140,000,000	19,920,000	相続税（実効税率）４０%
					49,840,000
				贈与税額控除	▲19,920,000
					29,920,000
		選択後贈与財産	140,000,000	→	**49,840,000**
					35.60%

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

両者の有利不利選択

■贈与財産が「現金預金＋**自社株**」の場合

前提：
①父親が自社株100%を保有
②R6.1.10現在 相続税評価額1億円
③将来、株価が上がるか下がるか不明

懸念点：
現金贈与のみを検討材料にし、
相続時精算課税制度を選択した。

その場合、自社株は相続時精算課税制度のみしか使えない。

仮に、株価が下がる場合には、自社株の早期移転は厳しい可能性あり。

■父からの贈与につき相続時精算課税制度を選択

	贈与日	現金贈与	自社株贈与	
7	R6.1.10	1,100,000	100,000,000	
6	R7.1.10	1,100,000		
5	R8.1.10	1,100,000		
4	R9.1.10	1,100,000		
3	R10.1.10	1,100,000		
2	R11.1.10	1,100,000		
1	R12.1.10	1,100,000	相続時株価上昇	精算金額
相続発生	R13.1.9		300,000,000	100,000,000

■父からの贈与につき相続時精算課税制度を選択

	贈与日	現金贈与	自社株贈与	
7	R6.1.10	1,100,000	100,000,000	
6	R7.1.10	1,100,000		
5	R8.1.10	1,100,000		
4	R9.1.10	1,100,000		
3	R10.1.10	1,100,000		
2	R11.1.10	1,100,000		
1	R12.1.10	1,100,000	相続時株価下落	精算金額
相続発生	R13.1.9		30,000,000	100,000,000

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

令和５年度税制改正
～その他～

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の延長

税理士法人 レディング

■教育資金一括贈与

	改正**前**	改正**後**	備考
適用期限	令和5年3月31日まで	令和**8**年3月31日まで （令和5年4月1日以後取得する信託受益権等）	**3**年間延長
贈与者死亡時 例外規定	3つ（※１）のいずれかに該当すれば 管理残高の加算なし	同左 （改正なし）	変更なし
贈与者死亡時 制約条件		**贈与者死亡における相続税の 課税価格の合計額が５億円超**	例外規定を該当しても、制約条件に該当すれば 贈与者死亡時の管理残高が加算される（※２）
契約終了時の 贈与税の適用税率	特例税率	**一般税率**	実務上は、契約終了時までにある程度を使いきる ことが想定されるため、影響は大きくない？

※１
１．23歳未満である場合
２．学校等に在学している場合
３．教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合

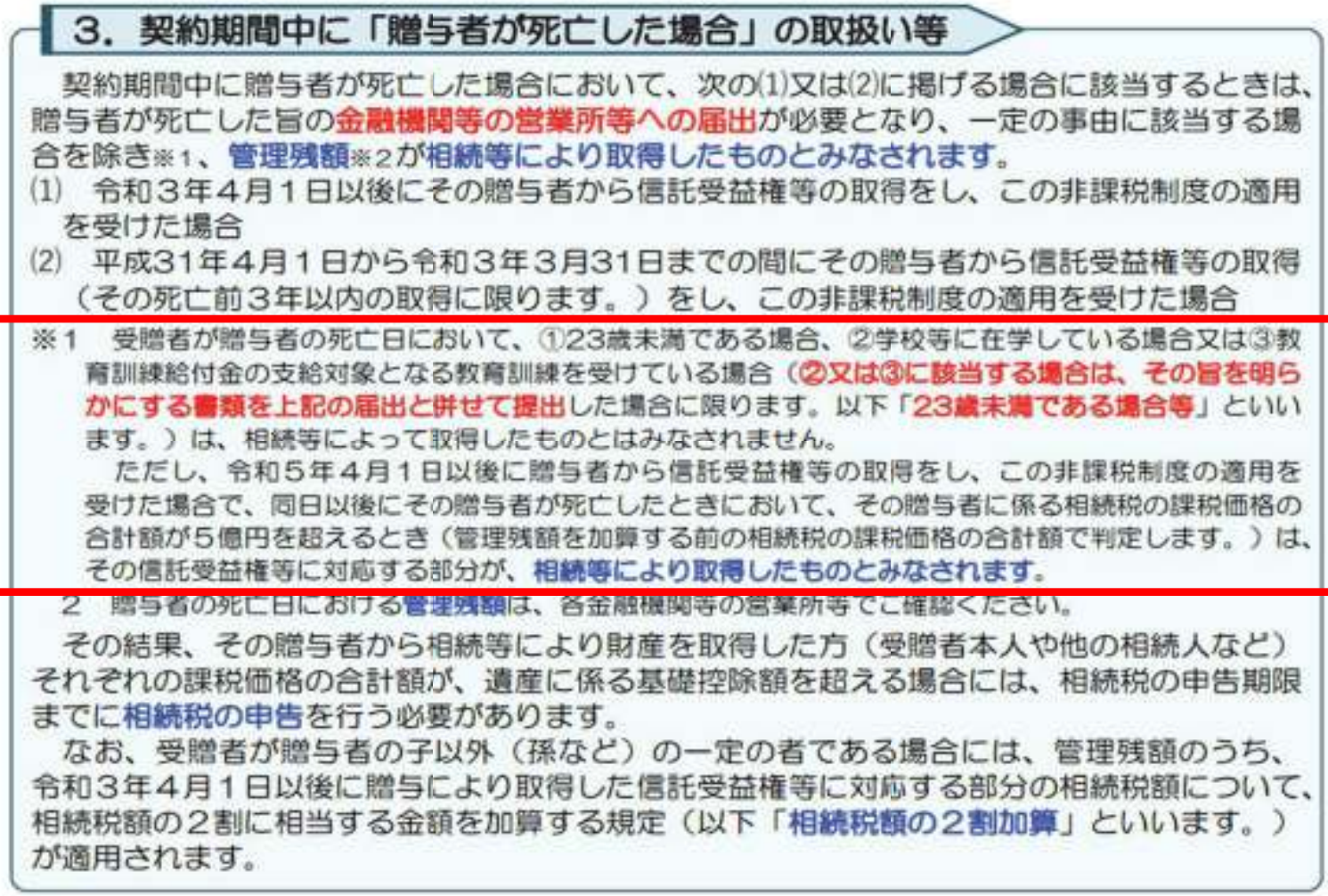
※２
贈与者死亡時までに相続財産を減少させる
コントロールが可能かの検証が必要

■結婚･子育て資金一括贈与

	改正**前**	改正**後**	備考
適用期限	令和5年3月31日まで	令和**7**年3月31日まで （令和5年4月1日以後取得する信託受益権等）	**2**年間延長
契約終了時の 贈与税の適用税率	特例税率	**一般税率**	実務上は、契約終了時までにある程度を使いきる ことが想定されるため、影響は大きくないか

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

教育資金一括贈与（国税庁HPより）



3．契約期間中に「贈与者が死亡した場合」の取扱い等

契約期間中に贈与者が死亡した場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、贈与者が死亡した旨の**金融機関等の営業所等への届出**が必要となり、一定の事由に該当する場合を除き※1、**管理残額**※2が**相続等により取得したものとみなされます。**

(1) 令和３年４月１日以後にその贈与者から信託受益権等の取得をし、この非課税制度の適用を受けた場合

(2) 平成31年４月１日から令和３年３月31日までの間にその贈与者から信託受益権等の取得（その死亡前３年以内の取得に限ります。）をし、この非課税制度の適用を受けた場合

※1 受贈者が贈与者の死亡日において、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合又は③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合（**②又は③に該当する場合は、その旨を明らかにする書類を上記の届出と併せて提出**した場合に限ります。以下「**23歳未満である場合等**」といいます。）は、相続等によって取得したものとはみなされません。

ただし、令和５年４月１日以後に贈与者から信託受益権等の取得をし、この非課税制度の適用を受けた場合で、同日以後にその贈与者が死亡したときにおいて、その贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が５億円を超えるとき（管理残額を加算する前の相続税の課税価格の合計額で判定します。）は、その信託受益権等に対応する部分が、**相続等により取得したものとみなされます。**

2 贈与者の死亡日における**管理残額**は、各金融機関等の営業所等でご確認ください。

その結果、その贈与者から相続等により財産を取得した方（受贈者本人や他の相続人など）それぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合には、相続税の申告期限までに**相続税の申告**を行う必要があります。

なお、受贈者が贈与者の子以外（孫など）の一定の者である場合には、管理残額のうち、令和３年４月１日以後に贈与により取得した信託受益権等に対応する部分の相続税額について、相続税額の２割に相当する金額を加算する規定（以下「**相続税額の２割加算**」といいます。）が適用されます。

参考：国税庁HP
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/201304/pdf/0023004-114_02.pdf

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

教育資金一括贈与（国税庁HPより）

令和５年度税制改正による主な改正事項について

令和５年度税制改正においては、**適用期限が令和８年３月31日まで３年延長**されるとともに、令和５年４月１日以後に取得する信託受益権等に係る課税上の取扱いについて、次のとおりとされました。

(1) 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に、贈与者が死亡した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が５億円を超えるときは、受贈者が**23歳未満である場合等**であっても、その贈与者の死亡の日における**管理残額**（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額）を、その受贈者がその贈与者から**相続等によって取得したものとみなされる**こととされました。

(2) 教育資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除（相続等により取得したものとみなされた管理残額も控除します。）した残額に**暦年課税の贈与税が課されるとき**は、**一般税率を適用**することとされました。

（参考）贈与者死亡時における管理残額の相続税課税

課税関係 ＼ 拠出時期	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31	R3.4.1～R5.3.31	R5.4.1～
管理残額の相続税課税	課税なし	死亡前３年以内の非課税拠出分に限り課税あり	課税あり	課税あり
23歳未満である場合等に該当	課税なし	課税なし	課税なし	課税あり※
相続税額の２割加算	適用なし	適用なし	適用あり	適用あり

※　贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が５億円以下である場合には、課税されません。

参考：国税庁HP
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/201304/pdf/0023004-114_02.pdf

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

教育資金一括贈与（まとめ）

■贈与者死亡時における管理残高に対する相続税課税

課税関係＼拠出時期	H25創設 H25.4.1～H31.3.31	H31改正 H31.4.1～R3.3.31	R3改正 R3.4.1～R5.3.31	R5改正 R5.4.1～R8.3.31
管理残高に対する相続税課税	課税なし	死亡前3年以内の非課税拠出分に限り課税あり	課税あり	課税あり
23歳未満である場合等に該当		課税なし	課税なし	課税なし※
相続税額の2割加算		適用**なし**	適用**あり**	適用**あり**

※　贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が**5億円超**である場合には、**課税されます**。

■教育資金管理契約が終了した際の管理残高に対する贈与税課税

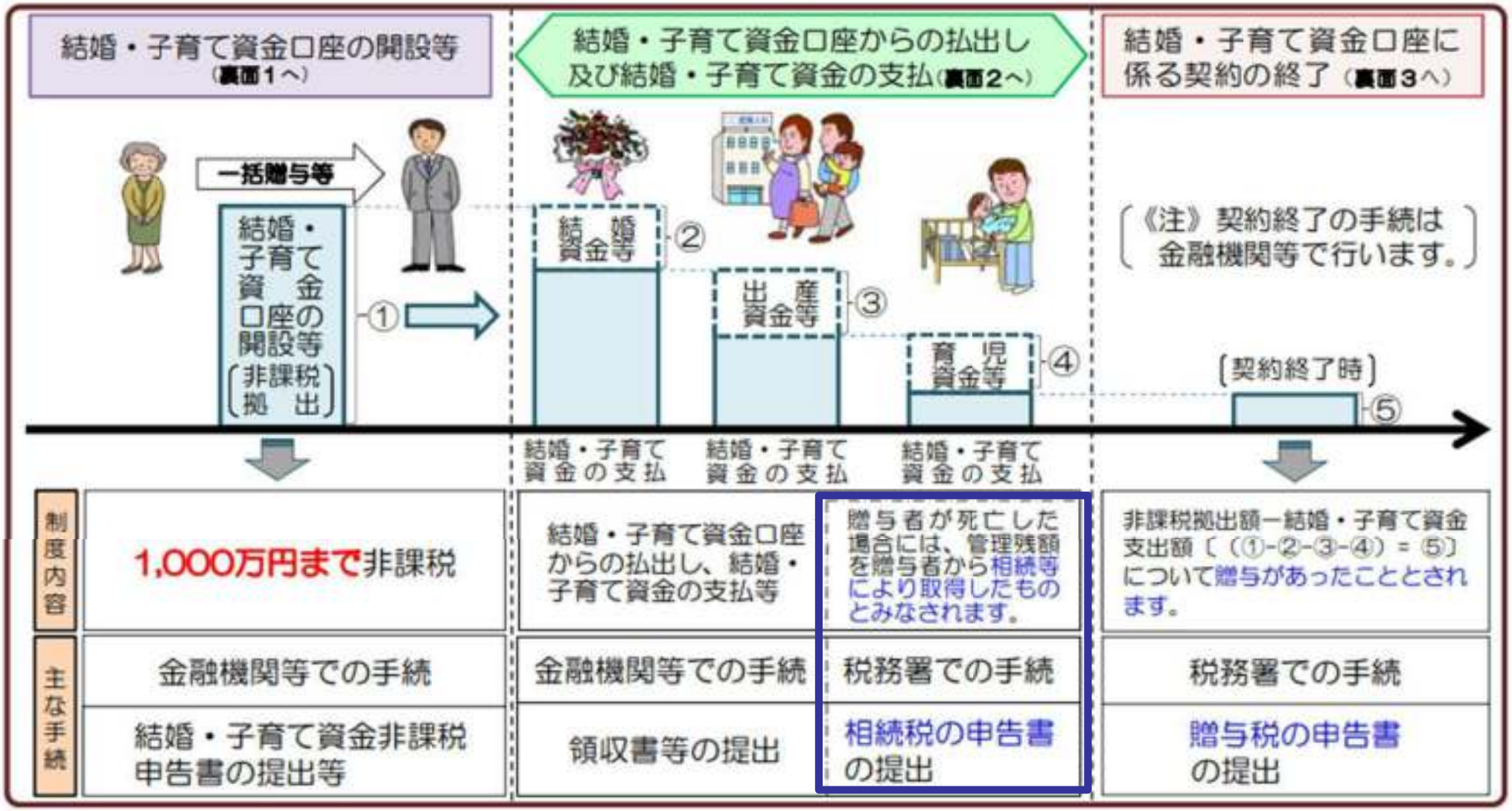
課税関係＼拠出時期	H25創設 H25.4.1～H31.3.31	H31改正 H31.4.1～R3.3.31	R3改正 R3.4.1～R5.3.31	R5改正 R5.4.1～R8.3.31
管理残高に対する相続税課税	課税なし	死亡前3年以内の非課税拠出分に限り課税あり	課税あり	課税あり
23歳未満である場合等に該当		課税なし	課税なし	課税なし※1
適用税率※2	**特例**税率	**特例**税率	**特例**税率	**一般**税率

※1　贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が**5億円超**である場合には、**課税されます**。

※2　**贈与者死亡時において相続税が課税された管理残高は除外**してから税率を乗じます。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

結婚・子育て資金一括贈与（国税庁HPより）



Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

結婚・子育て資金一括贈与（国税庁HPより）

税理士法人 レディング

2．結婚・子育て資金口座からの払出し及び結婚・子育て資金の支払

結婚・子育て資金口座からの払出し及び結婚・子育て資金の支払を行った場合には、受贈者が結婚・子育て資金口座の開設等の時に選択した結婚・子育て資金口座の払出方法に応じ、その支払に充てた金銭に係る領収書など**その支払の事実を証する書類を、次の(1)又は(2)の提出期限までにその金融機関等の営業所等に提出**する必要があります。

(1) 結婚・子育て資金を支払った後にその実際に支払った金額を口座から払い出す方法を選択した場合
領収書等に記載された支払年月日から１年を経過する日

(2) (1)以外の方法を選択した場合
領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年３月15日

(注) 詳しくは、各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

契約期間中に「贈与者が死亡した場合」の取扱い等

- 贈与者が死亡した旨の**金融機関等の営業所等への届出**が必要となります。
- **管理残額**を受贈者が贈与者から**相続等により取得したものとみなされます**。したがって、その贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算に当たっては、その**管理残額**を含めて課税価格の計算をする必要があります。
 その結果、その贈与者から相続等により財産を取得した方（受贈者本人や他の相続人など）それぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合には、相続税の申告期限までに**相続税の申告**を行う必要があります。
- 受贈者が贈与者の子以外（孫など）の一定の者である場合には、管理残額のうち令和３年４月１日以後に取得した信託受益権又は金銭等に対応する部分は、**相続税額の２割加算の適用**があります。

(注) 贈与者の死亡日における**管理残額**は、各金融機関等の営業所等でご確認ください。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

結婚・子育て資金一括贈与（まとめ）

■贈与者死亡時における管理残高に対する相続税課税

課税関係＼拠出時期	H27創設 H27.4.1～H31.3.31	H31改正 H31.4.1～R3.3.31	R3改正 R3.4.1～R5.3.31	R5改正 R5.4.1～R7.3.31
管理残高に対する相続税課税	課税あり	課税あり	課税あり	課税あり
相続税額の2割加算	適用**なし**	適用**なし**	適用**あり**	適用**あり**

■結婚・子育て資金管理契約が終了した際の管理残高に対する贈与税課税

課税関係＼拠出時期	H27創設 H27.4.1～H31.3.31	H31改正 H31.4.1～R3.3.31	R3改正 R3.4.1～R5.3.31	R5改正 R5.4.1～R7.3.31
管理残高に対する相続税課税	課税あり	課税あり	課税あり	課税あり
適用税率	**特例**税率	**特例**税率	**特例**税率	**一般**税率

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相続空き家特例（措法35③④）

	改正**前**	改正**後**	備考
適用期限	令和5年12月31日まで	令和9年12月31日まで	4年間延長
家屋取壊し時期等の緩和（※）	不動産の譲渡時まで	**譲渡日の属する年の翌年2月15日まで**	**実際には取壊しする事がほとんであるが、実務上の懸念事項が解消される**
特別控除額の制限	制限なし（何人でも3,000万円可）	制限あり（**3人以上の場合：1人2,000万円の枠**）	**3人以上**が適用する場合、**1人2,000万円**の枠となる
施行時期	令和5年12月31日までに行う相続空き家譲渡に適用	令和6年1月1日以後に行う相続空き家譲渡に適用	3人以上で共有して譲渡し枠を最大限活用することを想定する場合には、譲渡時期のコントロールが必要

※

・譲渡対象の家屋が一定の耐震基準を満たすものであること

・家屋の全部の取壊しもしくは除却がされ、又はその全部が滅失すること

3人以上で適用する場合、1人2,000万円の枠に制限

1億円規制があるため、最大の枠としても5人で1億円弱の枠は存在することになる。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる